

# 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

### ① 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

### ② 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

### ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入 (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度は、連携中枢都市圏形成の準備に向けた支援を行い、先行的なモデルを構築するため、国費による事業(9事業)を実施
- 平成27年度も、国費により支援(12事業)
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る

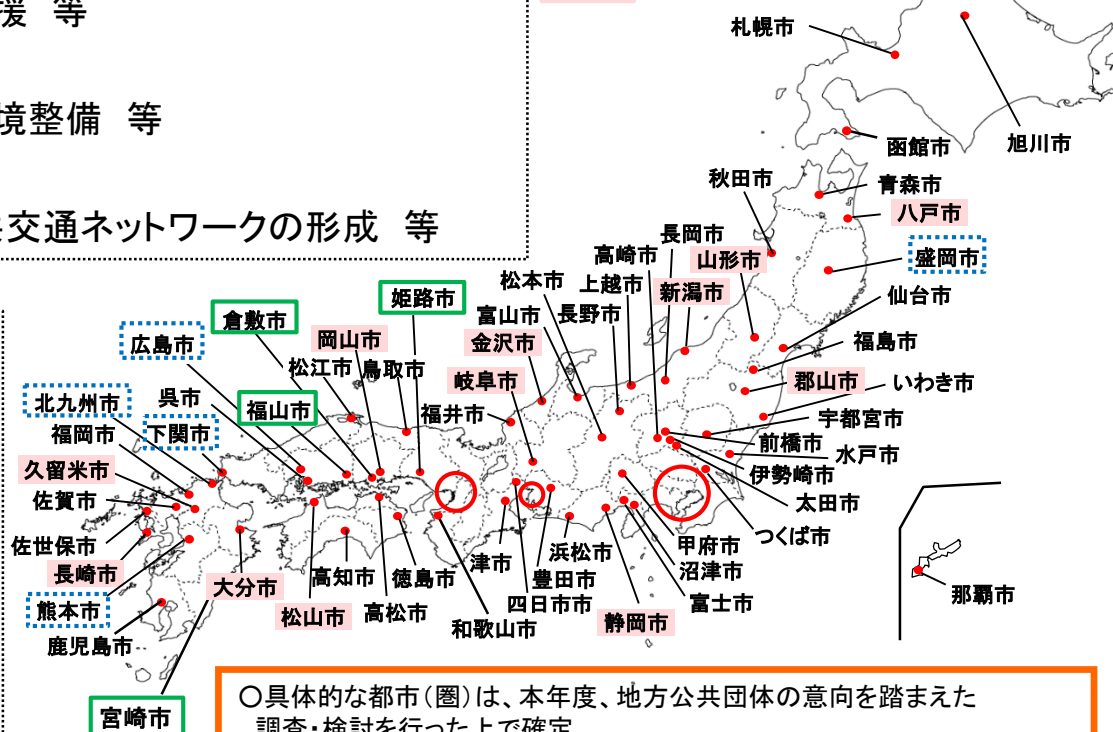
### ➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

- は、都市圏を形成している団体(4団体)
- は、平成26年度モデル事業実施団体のうち、まだ都市圏を形成していない団体(5団体)
- は、平成27年度促進事業実施団体(12団体)



○具体的な都市(圏)は、本年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定  
 なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)※は対象とする

- ※①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、
  - ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満す都市(●)を中心とする圏域
- ⇒現時点で、全国で61都市圏が該当

○は、三大都市圏

# 現行の事務の共同処理の仕組み（概要）

## 共同処理制度

## 制度の概要

連携協約

地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

事務の代替執行

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を、当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に行わせる制度。

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

法人の設立を要しない簡便な仕組み

別法人の設立を要する仕組み

# 共同処理制度の活用状況

共同処理制度	設置件数(委託件数)	主な事務の件数		
		消防(通信指令等)	広域行政計画等に関するもの	視聴覚教育
協議会	210			
		38	29	22
機関等の共同設置	416	介護保険(介護区分認定審査)	公平委員会	障害者福祉(障害区分認定審査)
		129	115	105
事務の委託	5,979	住民票の写し等の交付	公平委員会	競艇(場外発売等)
		1,341	1,143	856
一部事務組合	1,515	ごみ処理	し尿処理	消防
		399	349	276
広域連合	115	後期高齢者医療	介護保険(介護区分認定審査)	障害者福祉(障害区分認定審査)
		51	45	30

# 新たな広域連携について

- ・ 人口減少社会においても、全国の市町村が、地方自治体として持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、近隣市町村との有機的な連携による活性化が必要。
- ・ そのため、地方自治法を改正し、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入。
- ・ この連携協約を活用し、連携中枢都市圏の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な取組を実現。

## 【具体的な事例】

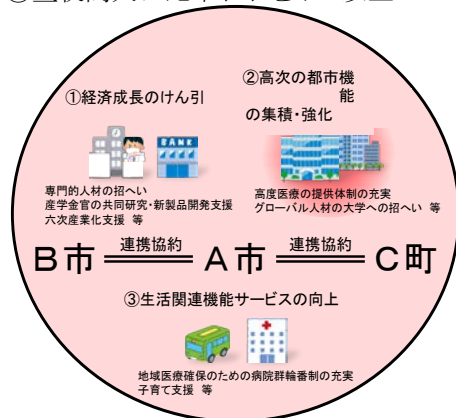
### 地方圏

#### <連携中枢都市圏>

**連携中枢都市**(※)とその近隣市町村の連携

(1)経済成長のけん引、(2)高次都市機能の集積・強化、(3)生活関連機能サービスの向上をねらい

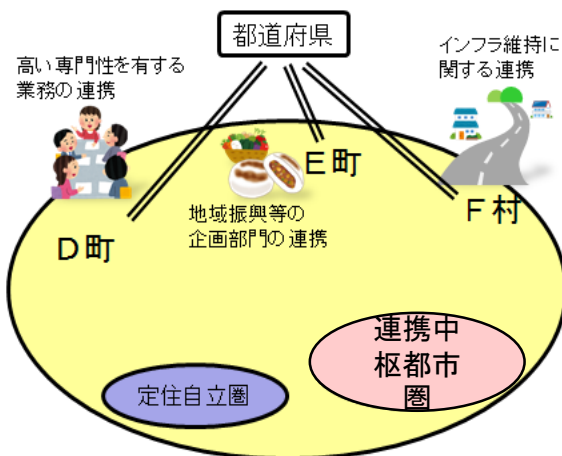
※①指定都市、新中核市(人口20万以上)  
かつ②昼夜間人口比率おおむね1以上



※これ以外の地域では「定住自立圏」(①人口5万人程度以上で②昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進

#### <都道府県による補完>

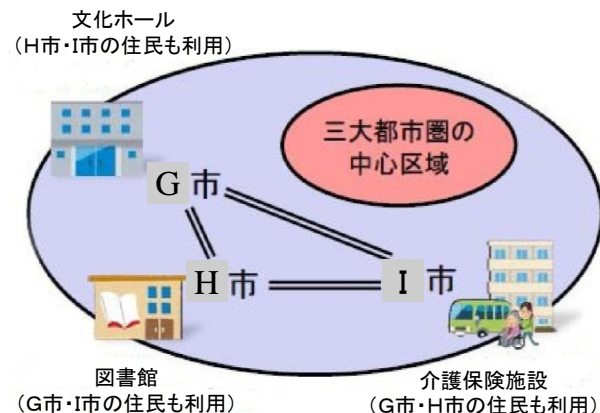
条件不利地域等で、市町村間の広域連携が困難な場合は、**都道府県による補完**も選択肢



### 三大都市圏

#### <双務的な役割分担>

同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、**双務的な役割分担**を促進



# 連携協約について

## 連携協約とは

- ・ 「地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」(地方自治法第252条の2)
- ・ 平成26年の地方自治法改正により導入

## ポイント①

### 政策面での役割分担等についても自由に盛り込むことが可能

- ・ 従来の広域連携は、主に事務を共同で処理するための枠組み(例:ごみ処理等を一部事務組合により、公平委員会の事務や住民票の写しの交付等を事務の委託により実施する等)。
  - 連携協約においては、政策面での基本的な方針や役割分担を定めることが可能(例:圏域全体のまちづくりの方向性。医療サービスの提供に当たっての基本的な方針と役割分担。地域包括ケアシステムの構築に当たっての基本的な方針と役割分担。)
  - 政策の共有を実現することができる。

## ポイント②

### バイ(1対1)で連携協約を締結

- ・ 複数の自治体が広域連携を行うにあたり、合同して協約を結ぶのではなく、それぞれバイ(1対1)で連携協約を締結(合同行為でなく双務契約)。
  - バイの連携協約が積み重なることによって、圏域そのものや圏域の政策が顕在化。レイヤー(重層的)構造。
  - 複数の事業を行うにあたり、事業ごとに異なる自治体の組み合わせとすることが可能。(複合的一部事務組合は、「相互に関連するものを共同処理」することとされており、規約を定めるに当たっては、すべての構成団体の議決が必要。)